

愛玩動物看護師の養成に必要な科目に関する主な論点

※括弧内の頁番号は、資料 1 - 1 の頁番号

主な論点・意見	とりまとめの方向性（事務局案）
<p>論点 1：「動物福祉・倫理」の取扱い及び「生命倫理学」の新設について（2 頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物福祉・倫理は、科目として残してはどうか 生命倫理学とは、自然、動物、人間それぞれの関係について「理（ことわり）」が何であるかを学ぶ学問である。その考察の過程で特に「ケア」という視点を学ぶため、基礎動物看護学に「生命倫理学」を設け、動物をはじめ、全ての生ける命への関心と人間としての責任の自覚を学習させてはどうか（具体的な科目の内容は 3 頁） 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘を踏まえ、「生命倫理・動物福祉」に名称を変更した上で、科目として残すこととする 生命倫理学の到達目標のうち、倫理の概念や動物の権利については「生命倫理・動物福祉」（2 頁）、終末医療については「動物臨床看護学総論」（20 頁）、に既に盛り込まれているものと考えている 一部の到達目標には、愛玩動物に馴染まない項目（遺伝管理、代理母、臓器移植、ドナー等）が含まれている このため、新たに「生命倫理学」を設けないこととしてはどうか
<p>論点 2：動物栄養学について（7、8 頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> 疾病と栄養管理について臨床動物看護学の中に、「動物臨床栄養学」を設けてはどうか。疾病に関する知識やアレルギーなど免疫の知識も必要なため、動物栄養学とは別科目としてしてはどうか。（具体的な科目の内容は 8、9 頁） 栄養学は、獣医療分野、愛護・適正飼養分野にまたがるものであることから、基礎動物学に位置づけてはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> 動物臨床栄養学の到達目標のうち、嗜好性、代謝、養分要求量、ライフステージと栄養、疾病と栄養のいずれも、動物栄養学に盛り込まれているものと考えている また、疾病に罹患している飼育動物の食事管理は、獣医療分野、適正飼養分野の両方に必要な知識と考えている このため、「動物臨床栄養学」といった科目を新設するのではなく、動物栄養学の到達目標を充実させてはどうか 疾病に関する知識を持った上での修学が望ましいのであれば、動物栄養学を基礎動物看護学又は臨床動物看護学に位置づけることも 1 つの考え
<p>論点 3：法規について（9～11 頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> 法規を 60 時間行うのは、教員・学生にとって負担ではないか。関連する講義で法規に触れてもよいのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 獣医療分野と愛護・適正飼養分野に関連する法規で併せて 30 時間とし、名称を「動物看護関連法規」及び「動物愛護・適正飼養関連法規」に修正した上で基礎動物学に位置づけてはどうか

論点4：動物感染症学（15、16頁）・

動物臨床看護学各論（21、22頁）について

- ・ 認定動物看護師コアカリキュラムでは、動物感染症学全体で90時間となっているが、漫然と90時間学ぶのではなく、基礎、微生物、寄生虫に分けてはどうか
- ・ 認定動物看護師コアカリキュラムでは、全体で90時間となっているが、漫然と90時間学ぶのではなく、臓器別、病状別、その他の3つに分けてはどうか。また、動物形態機能学や動物看護学概論も、履修内容に応じて分割してはどうか
- ・ 大学、専門職短期大学、専修学校など様々な形態の教育機関がある中で、科目を細かく分けた場合、融通が利かなくなるため、時間割上で分割するのは各教育機関に委ねてはどうか

- ・ 動物感染症学については、獣医学モデル・コア・カリキュラムにおいて、微生物学、免疫学、動物感染症学、寄生虫学とそれぞれ科目として設けている
- ・ 一方、時間割上で分けて教育することは教育機関ごとで設定が可能であることから、様々な教育機関があることを踏まえると、科目の細分化はしないこととしてはどうか

論点5：動物臨床検査学（23頁）及び実習（32頁）について

- ・ 「7. 心電図と血圧」から「13. 皮膚と耳の検査」までの検査は、疾病との関連と結び付け、また、健康動物と疾病動物を比較して学べるよう、内科学や外科学で学んではどうか

- ・ 「7. 心電図と血圧」から「13. 皮膚と耳の検査」までは、動物内科看護学（17、18頁）に盛り込んでどうか（動物内科看護学に移動した履修内容は、実習も同様に、動物内科看護学実習（32頁）に移動することとする）

**論点6：動物生活環境学・ペット関連
産業概論について（28～30頁）**

- ・ ペット共生住宅、保護収容施設、動物介在教育関連施設の管理運営は、今後愛玩動物看護師が活躍する分野であり、動物生活環境学として学んではどうか
- ・ 愛玩動物看護師は、動物取扱責任者となることができるため、動物取扱業における動物取扱責任者としての実践的知識を学ぶ必要がある。ペット産業を構成する業種の概要も含め、ペット産業論で学んではどうか
- ・ ペット共生住宅や保護収容施設の設計は専門分野（建築士等）の業務と認識。ペットとの共生を支援する際の知識を得ることを目的とし、動物生活環境学とペット産業論を1つの科目としてはどうか
- ・ 動物生活環境学やペット産業論をそれぞれ1つの科目としてたてることに違和感。学問として成立し、科目を担当する教員がいるのか疑問
- ・ ペット共生住宅やドッグランに関して、愛玩動物看護師が関わるのは動物行動学や公衆衛生学の面であることから、これらの科目を充実させるべきではないか

- ・ 愛玩動物看護師は、愛護・適正飼養分野に係る業務を担うことが法律に明記されており、「飼育者に対して適正飼養に関する啓発・指導を行う役割を担うこと」や「多様に拡がりつつあるペット関連産業分野において、動物取扱責任者をはじめとした指導者的役割が期待されること」が求められていることがカリキュラム等に関する基本的な考え方においても示されている
- ・ これらの分野は、法制定前はカリキュラム上、必ずしも明確に着眼がなされていない点もあり、法制化によって整理を行うとともに、新たに位置付けるべき履修内容が出てくることも想定される
- ・ 動物生活環境学は人とペットとの共生のための生活環境のあり方を学ぶ一方で、ペット関連産業概論は、ペット関連産業に従事する者の職業倫理・行動倫理や動物取扱責任者としての実践的知識や手法を学ぶものであるため、それぞれ多様な内容を含む
- ・ これらのことから、これら2つの科目は独立して設けることでどうか
- ・ なお、科目担当教員は制度開始当初は必ずしも全ての学校で教員を揃えることはできないことが想定されるが、カリキュラム等に関する基本的な考え方においても示されているとおり、実施に当たってeラーニング等の活用が期待されるどころ

以上